

平成 21年 6月 12日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530717
 研究課題名（和文） 学校教育質保証とその評価手法開発に関する日独比較研究
 研究課題名（英文） Comparative Research of the Guarantee for Quality of School Education and the Evaluation in Japan and in Germany
 研究代表者
 坂野 慎二（SAKANO SHINJI）
 玉川大学・教職大学院（教育学研究科）・准教授
 研究者番号：30235163

研究成果の概要：

日本及びドイツにおける学校教育の質保証のためには、学校評価に基づいた改善プロセスが重要である。日本における学校評価は、2008年1月に、学校の自己評価、学校関係者評価及び第三者評価の3つに区分された。

日本の学校の第三者評価は、イギリスの OFSTED 等による市場モデル型が参考にされている。しかし学校への国家関与の度合いが高い日本においては、イギリス型の学校査察よりも、ドイツやオランダ等の行政評価モデル型の方が改善に資することを示した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2008年度	1,600,000	480,000	2,080,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学（4001）

キーワード：学校評価、学校質保証、学校改善、ドイツ、学力

1. 研究開始当初の背景

(1) 学校教育の質

NPM型行政手法は、教育政策においても浸透しつつある。NPM型の行政手法の導入により、学校の評価と改善に関する研究が、近年急速に進められている（木岡一明「学校評価の『問題』を読み解く」教育出版 2004年他）。そこでは教育行政も事前規制型から

事後チェック型へと移行する中で、何を基準として評価するのが問われている。学校教育における効果は、学力に比重を置き、子どもの全人的な成長が十分に考慮されているとは言い難い。結果的には（ア）一斉型の学力調査（アメリカ型）に依存するか、（イ）競争原理的な学校選択による質の低い学校の市場からの退場といった施策（イギリス

型)が展開されつつある。

(2)教育機会の格差

また、NPM型行政手法は、「小さな政府」を標榜する。こうした政策手法に対しては、佐貫浩「イギリスの教育改革と日本」(高文研 2002 年)や小玉重夫「教育改革と公共性」(東大出版部 1999 年)らによって、そのデメリットが指摘されている。すなわち、弱者の「敗北」も「自己責任」であり、出発地点の格差は十分には考慮されない。彼らの主張によれば、学校システムを通じての機会格差は、縮小するのではなく、拡大することになる。

こうした教育機会の拡大あるいは縮小は、上級学校の接続、あるいは学校選択という機会に端的に示される。だれもがアクセスできる、だれもが入学する学校ではなく、一部の者のみを対象とした学校、あるいは排除の論理による学校が許容されることにより、学校システムを通じての「クールダウン」(竹内洋)が推し進められるのである。

(3)これまでの研究動向

本研究代表者は、「少子化と地域差を考慮した基礎学力を保障するための小中高一貫教育の総合調査研究」(平成 15~17 年度、基盤研究(B)、代表:坂野慎二)において、次の点について研究を進めてきた。(ア)日本の都市部及び郡部の学校間連携における原状と課題を調査(中学生及び高校生へのアンケート調査及び関係者等への聞き取り調査)し、地域における教育格差を分析してきた。(イ)諸外国における教育機会と学力保障についての政策動向を調査し、NPM型の学校教育の質が学力評価に偏重していることを示した。(ウ)知識基盤型教育からコンピテンシー型へと早期にシフトした北欧諸国やオランダでは、受験学力型ではない国において、比較的ピサ調査結果が良かった。(エ)これ

らの成果を中間報告書並びに最終報告書にその概要を記した(同科研費報告書)。

2. 研究の目的

これまでの内外の研究成果を踏まえ、日本における学校教育の質保証と教育格差の問題への理論的解決策並びに実証性を見いだすために、本研究は、日本とドイツにおける学校教育の質保証と教育格差という課題にどのように対応しうるのかというモデルを構築し、一部地域における実験的検証事例を示すことを目的とする。「公」依存型の日本並びにドイツは、こうした政策動向から遅れていたと考え、結果として、米英にモデルとする、あるいは安直に追随するような、政策動向を生んできた。前回の科学研究費研究によって、日独のような「公」への依存度が強い国がこうした「市場原理」型の国のモデルを直接導入することは、多くの弊害をもたらすとともに、多くの課題を生み出す。これまでの「公」依存型モデルから脱却するために、「**公**」行政を基盤とした**参画型モデル**が日本にはより適したモデルであるというのが研究代表者の仮説である。

これまでNPM型行政手法は米英を中心として分析されてきたが、「私」的活動を中心とする米英モデルではない形のモデルを検証することは、今後の日本の行政手法としても意味があるものと考えられる。

具体的モデルとして考えられるのが、**オランダ型モデル**である。オランダは「公」行政がある程度広範な領域に関与するが、市民参画による多様性を許容し、それを支援する手法が定着している。「公」行政が強いドイツにおいて、現在、改革のモデルとされているのがオランダである。日本とドイツの公行政中心型からの脱却という方向性は類似しており、日本への示唆に富むものであると考え

られる。

3. 研究の方法

日本及びドイツを中心とした文献研究並びに現地調査を行い、その知見を整理するために、以下の様な手順で研究を進めた。

(1) 米英型の学校評価理論研究を整理する。とりわけ、評価の手法とその後の学校改善との関連性に焦点をあてる。

(2) ドイツの学校評価研究とオランダ型学校評価モデルの研究

オランダ型モデルの有効性について、日本での研究は少ない(結城忠「季刊教育法」連載論文等)。そこで、ドイツにおけるオランダ型モデルの分析を中心に整理を行う。ベルリン市(都市州)、ニーダーザクセン州等は、オランダ型モデルを参照しつつも、学校評価と学校支援の組織的分離を行っている。こうした理論的背景を明らかにし、従来オランダをモデルとしてシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のように、学校評価と学校支援を一体化した理論とどこが異なるのか、追求する。そこで、学校の自律性と参画を基盤とした考え方が州により異なるとの仮説を検証する。

(3) ドイツにおける聞き取り調査

オランダ型学校評価の導入を進めている、ベルリン市(都市州)、ヘッセン州及びニーダーザクセン州を中心に学校評価システムの功罪について、学校等での聞き取り調査を行う。

(4) 日本における学校評価研究

日本の国及び都道府県で行われている教育政策としての学校教育質保証の評価基準について、分析を行う。日本の幾つかの自治体では幾つかの地域で参画型による多面的評価者による評価システム導入を模索する可能性(例:企業におけるいわゆる360度評

価)が指摘されている(三重県、大阪府等)。こうした国レベル並びに自治体レベルにおける学校教育の質保証政策を整理する。

また、各学校における学校の質保証の事例研究と開発を行う。日本でも参画型モデルを試みているところもある(品川区、京都市等)。さらには学校独自の質保証システムを開発しつつある学校(上越市立高志小学校)もあり、県学力調査においても、平均以上の結果を残している。こうした学校に継続的に訪問調査を行い、参画型モデルの長短について、観察を行う。そこで、(ア)どのような評価指標が開発されているのかを整理し、(イ)普遍化するためのモデルたりうるかを検証する。

4. 研究成果

(1) 欧米における学校評価理論研究を整理した。その結果、学校変革を促すためのシステムとして機能することが意図されていることは共通している。しかし、ピサ調査で高くない結果を示しているイギリスやアメリカでは、学校を改善するための支援方策が十分には機能していないことが判明した。

(2) ドイツでは、日本同様に1990年代後半から16ある州で学校評価政策が導入されるようになった。近年は、学校目標を設定した上での自己評価、そして行政機関による第三者評価を実施する州が増加している。課題となるのは、学校の第三者評価を実施後に、どこが支援を行うべきかについては、各州によって対応が異なる。

オランダでは、学校の第三者評価が一巡し、課題のある学校は再度学校評価を受ける制度へと移行した。しかしすべて

の評価項目を再評価するのではなく、課題のある項目についてのみ評価を実施している。

(3) ドイツにおける実態調査の中で、特筆すべきはニーダーザクセン州である。同州は、第三者評価を実施後、学校に評価委員が出向き、内容を学校関係者に説明し、学校変革を促すための動機付けを行っている。ドイツではシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州を除き、学校評価機関・スタッフと学校支援機関・スタッフとが区分されている。ベルリン市では、保護者等も学校第三者評価に参加することができる。

(4) 日本における学校評価の実態調査を行った。東京都、新潟県、京都市、秋田県等の事例を調査した。その結果明らかになったことは、日本における学校の第三者評価は、国の政策誘導として補助金を元にして実施しているため、恒久的な財政基盤が整備されていないという点である。また、評価実施後の支援機関の具体策が明示的でない。京都市等では、支援チームに該当する部局が存在したが、その他の地域では、こうした支援組織が十分に整備されていない。

(5) 以上の結果を総括すると、オランダやドイツで実施されている行政評価を主体とした学校評価を学校改善の契機として活用する手法が日本にも有効であるとあると考えられる。しかし、日本では財政的基盤が整備されておらず、国の政策誘導の補助金がなくなると、学校設置者が別途予算措置を高ずる必要がある。イギリスのように、学校評価費用と研修費用とを含めて学校に予算を配分することも一案であるが、日本の現実をみると厳しい。ドイツでは評価によっ

て指摘された課題を研修で解決する方が模索されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 8 件)

①坂野慎二「特色ある学校評価指標づくり」査読無し『学校マネジメント』626号 2009年 50-51頁

②坂野慎二「統一以降、分業から、相互補完的な考え方に变化する「学校と家庭の関係」」査読無し『週刊教育資料』1058号 2009年 28-29頁

③坂野慎二「学校的意思決定の主体は教職員、保護者、生徒の代表からなる「学校会議」」査読無し『週刊教育資料』1055号 2008年 28-29頁

④坂野慎二「ドイツの教員養成の取り組みから日本が学べること」査読無し『VERD』14号 2008年 29-32頁

⑤坂野慎二「学校の権限と教育委員会—学校権限の拡大と教育委員会」査読無し『週刊教育資料』1043号 2008年 28-29頁

⑥坂野慎二「ドイツにおける学校の自律性強化—教育活動の企画者としての校長」査読無し『週刊教育資料』1041号 2008年 28-29頁

⑦坂野慎二「日本と諸外国の違いはどこか」査読無し『学校マネジメント』620号 2008年 50-51頁

⑧坂野慎二「学校が当面する経営上の諸課題」査読無し『経営方略』第6巻 2007年 4-5頁

〔学会発表〕（計 3 件）

- ①坂野慎二「ドイツにおける学校第三者評価と質保証」日本比較教育学会（2008年6月28日、東北大学）
- ②坂野慎二「ドイツの学校第三者評価—ベルリン市の事例から—」日本教育経営学会（2008年6月7日、名城大学）
- ③坂野慎二「学校評価に関する考察—ドイツからみた日本への示唆—」日本教育行政学会（2007年10月12日、神戸大学）

〔図書〕（計 3 件）

- ①月刊高校教育編集部『高校改革のいま』学事出版、2008年、88-100頁
- ②若井彌一『教員の養成・免許・採用・研修』教育開発研究所、2008年、243-247頁
- ③大桃敏行『教育改革の国際比較』ミネルヴァ書房、2007年、40-55頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂野 慎二 (SAKANO SHINJI)

玉川大学・教職大学院(教育学研究科)

・准教授

研究者番号：30235163